

○中国地方整備局告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年七月二十二日

中国地方整備局長 杉中 洋一

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 県道倉敷笠岡線改築工事（岡山県倉敷市船穂町船穂字真弓砂地内から同市船穂町船穂字葛洲地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市船穂町船穂字真弓砂、字葛洲及び字経隣山地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道倉敷笠岡線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、岡山県倉敷市船穂町船穂地内から同市玉島長尾地内までの延長2.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道倉敷笠岡線改築工事」（以下「本体事業」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道倉敷笠岡線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により起業者である岡山県が道路管理者であること、既に本件事業を開始していることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、岡山県倉敷市を起点とし、同県笠岡市に至る総延長36.8kmの路線である。

本路線は、倉敷市中心部から同市船穂地域や同市玉島地域を經由し、笠岡市に至る幹線道

路であり、一般国道2号と並行する道路である。沿道には、住家、学校等が連たん・集積していることなどから、地域間を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する路線（以下「現道」という。）は、岡山県が制定した「道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年岡山県条例第80号）」（以下「岡山県条例」という。）に定める最小曲線半径を満たさないカーブや、車道幅員を満たさない狭小な区間が複数存在し、大型車の通行が極めて危険な状況にある。また、通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていない区間があり、交通事故も発生していることから、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、現道における通過交通を本件区間が担うことなどから、現道における交通事故の発生を軽減し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質及び振動については法令に定められた基準等を満足するとされている。騒音については、環境基準を超える値がみられるものの、防音シートの設置や排水性舗装を行うことで環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ、アカモズ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、ウズラ、ウラナミジャノメ、準絶滅危惧として掲載されているヤリタナゴ、コオイムシ、マガン、岡山県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンイタチ、ツミ、準絶滅危惧として掲載されているチョウゲンボウ等その他これらの分類に該当しない学術上または希少性等の観点から重要な種（以下、単に「重要な種」という。）が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキビヒトリシズカ、キンラン、イヌノフグリ、準絶滅危惧として掲載されているシラン、エビネ、アズマツメクサ、岡山県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているアワボスゲ、オオバイカイカリソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれら動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息・生育環境が広く残されることなどから、影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、このうち6箇所については、岡山県教育委員会との協議の結果、

発掘調査の必要はないことが既に確認されている。発掘調査が必要とされた3箇所のうち1箇所について既に発掘調査等が完了しており、残り2箇所についても岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、岡山県条例による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和49年12月6日に都市計画決定され、令和2年4月1日に変更決定された都市計画と、トンネル坑口付近、切土・盛土計画及び交差点形状等を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良箇所、幅員狭小区間及び歩道がない区間が存在するほか、交通事故が発生しており、本件事業により安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 岡山県倉敷市船穂支所